

災害時の税の減免のしおり

個人市県民税・森林環境税の減免		問合せ先 市民税課（40-7062）	□チェック・メモ
1	<p>災害により、納税義務者がお亡くなりになった場合は、個人市県民税及び森林環境税を免除します。</p> <p>また、災害により障害を負われた場合は、個人市県民税の10分の9及び森林環境税を免除します。</p> <p>※被害を受けた日以降に納期の末日が到来する当年度分に限りませす。</p>		
2	<p>災害により、納税義務者等が所有、居住する住宅または家財が被害を受けた場合、被害を受けた日以降に納期の末日が到来する当年度分の税額を損害程度等に応じて減免します。</p> <p>対象者は、前年所得が1000万円以下（森林環境税は750万円以下）で、全壊、半壊など一定規模の被害を受けた方（損害保険の支払保険金等を差し引いた額）です。</p>		

固定資産税の減免		問合せ先 資産税課（40-7071）	□チェック・メモ
1	<p>土砂の流入出崩落などにより土地の2割以上の被害を受けた場合、被害を受けた日以降に納期の末日が到来する当年度分の税額を損害程度に応じて減免します。</p> <p>災害により被害を受けた固定資産の納税義務者が対象となります。</p>		
2	<p>全壊、半壊など家屋又は償却資産に一定以上の被害を受けた場合、被害を受けた日以降に納期の末日が到来する当年度分の税額を損害程度に応じて減免します。</p> <p>災害により被害を受けた固定資産の納税義務者が対象となります。</p>		

国民健康保険税減免		問合せ先 保険年金課（40-7272）	□チェック・メモ
<p>災害により、納税義務者又はその世帯に属する被保険者が所有する住宅等に3割以上の損害が発生し、国保税の納付が困難になった場合、損害程度に応じて減免します。</p> <p>損害の程度（損害保険の支払保険金等を差し引いた額）や総所得金額等により減免される割合が異なりますので、ご注意ください。</p>			

必要な書類		□チェック・メモ
<ul style="list-style-type: none"> ・罹災（被害）証明書（固定資産税のみの場合は不要） ・固定資産税名寄帳（名寄帳の利用に同意された方は不要） ・損害保険の支払保険金の明細のコピー（支払保険金がある場合） <p>※減免の規定等詳しくは各課へお問い合わせください。</p>		